

## 小平市立小平第六小学校 いじめ防止基本方針（改訂版）

### 1 いじめ問題に対する基本方針

全ての教職員が、「いじめは絶対に許されない」「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうる」「どの子どもも被害者にも加害者にもなりうる」という認識に立ち、教育委員会や家庭、地域、関係機関と連携し、いじめ対策委員会を中心に迅速かつ丁寧な初期対応を確実にしつつ、未然防止、重大事態への対処も徹底し、解決に向けて取り組む。またいじめ対策委員会の組織や年間計画を広く地域に発信し、家庭や関係機関と協力して対応を進める。

### 2 主な取組

#### (1) 特別活動等の充実

- ① 人間として生きる上での思いやりや人とのかかわり合う力を養うため、特別活動の学級会や児童会等を通し、児童の主体的な活動や話し合いの中で「いじめは許されない」ことを自覚するように促す。
- ② 教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育を充実させ、生命尊重、人権尊重の精神を培い、一人一人のよさを認め伸ばすとともに、豊かな情操を養い、規範意識や自尊感情の醸成、思いやりのある豊かな心をもった児童を育てる。またいじめは絶対に許されないことを自覚するようにするため、学級での「いじめに関する授業」を年3回以上実施し、全校朝会や学年集会等でも定期的にいじめをテーマにした講話を行うなどし、子どもが自ら話し合いを通していじめ防止の取組を推進できるようにする。
- ③ 異学年交流活動や特別活動を通し様々な児童や教員とのかかわることにより、一人一人の児童が活躍できる場や機会を作り、自己肯定感を高めたり自尊感情を育んだりすることができるようにする。
- ④ コミュニティ・スクールのよさを生かした地域参画型教育を推進し、多くの目で子どもの様子をとらえ、実態把握に努める。

#### (2) 未然防止や早期発見のための措置

- ① 「いじめ対策委員会」（いじめの防止等の対策のための組織）を設け、日常的、定期的（月ごとのいじめ実態調査）に子どもの情報を共有し、いじめの早期発見、早期対応に努める。構成メンバーは校長、副校長、生活指導主任、養護教諭、スクールカウンセラーとする。地域安全パトロールと連携して、校外での子どもの状況を把握する。
- ② 「ふれあい月間」を通じて、いじめに関する児童アンケートを年3回以上実施するとともに、毎月の「いじめ実態調査」を通して児童の様子を確認し、いじめの確実な発見に努める。
- ③ スクールカウンセラーによる小学校第5学年児童の全員面接の実施、相談窓口の周知等、相談活動を充実させる。
- ④ 全校として児童の実態を共通理解するため、年2回生活指導全体会、隔週1回程度の生活指導夕会を行う。そのことにより、全教員が児童の不安や悩みの相談にのれるように情報交換をし、児童や保護者にもその旨を伝える。
- ⑤ 年3回の教員に対する「いじめ防止研修」と、年1回の「人権教育に関する研修」を行い、教員の「いじめ」に関する意識を高め共通認識をもつ機会とする。また、「教員シート」や「学校シート」等の評価を活用しPDCAサイクルによる評価・改善を行っていく。
- ⑥ いじめをはじめとする児童指導上の諸問題等に関する校内研修を年2回スクールカウンセラーを講師として生活夕会で実施する。（1学期・2学期を予定）
- ⑦ 年度当初の保護者会等で児童、保護者、地域へ学校いじめ防止教育方針について説明するとともに、学校ホームページに記載し、周知を図る。

### (3) インターネットや携帯電話を利用したいじめ（ネットいじめ）への対策の推進

- ①児童へ安全指導や教科教育等の中で学校 SNS ルールの確認や情報モラルについての指導を行う。また保護者会等で、学校 SNS ルールを周知し家庭と連携して取り組む。
- ②学校非公式サイト等の有害情報の把握に努め、問題のある書き込みに対しては迅速な対応を図る。ネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知する。

## 3 いじめが発生した場合の対応

- (1) いじめに気付いた教職員は、ただちに「いじめ対策委員会」に情報を上げる。管理職、生活指導主任、養護教諭、学年主任、当該児童担任、スクールカウンセラーによる「問題解決プロジェクトチーム」を速やかに立ち上げる。事実確認後、全教職員に周知するとともに、加害、被害児童、学級全体への指導、保護者対応、諸機関（スクールサポーター等）との連携に誰が、いつまでに、どのように対処するかを明確にし、組織的に速やかに対応する。事実確認の結果は、校長が教育委員会に報告する。
- (2) 被害児童、情報提供児童の安全・安心を確保し、落ち着いて授業が受けられる環境を保証する。授業に参加できない場合は、別室による学習支援やオンライン授業等を実施し、学習の支援を行う。
- (3) 加害児童に直ちにいじめをやめさせ、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導を行い、その両保護者に発生状況及び対応状況に関する報告と助言を行う。
- (4) いじめを受けた児童の心身の保護のため必要と認められる場合には、いじめを行った児童の別室登校やいじめを受けた児童の指定学校の変更等の対応も検討する。また、やむを得ない場合は、いじめを行った児童に対し、出席停止措置を行う。
- (5) 犯罪行為として取り扱われるべきと判断される場合は、警察と連携して対応する。
- (6) 児童の進学時に、進学先に適切な引き継ぎ及び情報を共有する。
- (7) いじめを受けたことにより授業に参加できない児童に対して、別室による学習支援やオンライン授業等を実施し、学習の支援を行う。
- (8) いじめの対応経過及び学校いじめ対策委員会の対応経過の記録を作成し、保存する。

## 4 重大事態への対処

- (1) 児童の生命・身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあると考えられる事例については、警察、児童相談所等関係諸機関と連携し、毅然とした態度で指導を行う。
- (2) 教育委員会と連携し、事実関係を明確にし、同種の事案の再発防止を目的とした調査を行う。
- (3) 学校いじめ委員会を開き、調査方針の決定及び保護者への説明、事実関係の聴取、事実関係の整理、再発防止に資する対応策の検討、報告書の作成・取りまとめ等を行う。
- (4) いじめを受けた児童及びその保護者、いじめに関与した児童及びその保護者に対し、重大事態の事実関係等必要な情報を適切に提供する。